

美幌町 コンパクトなまちづくり計画

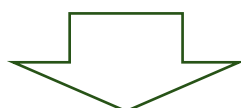
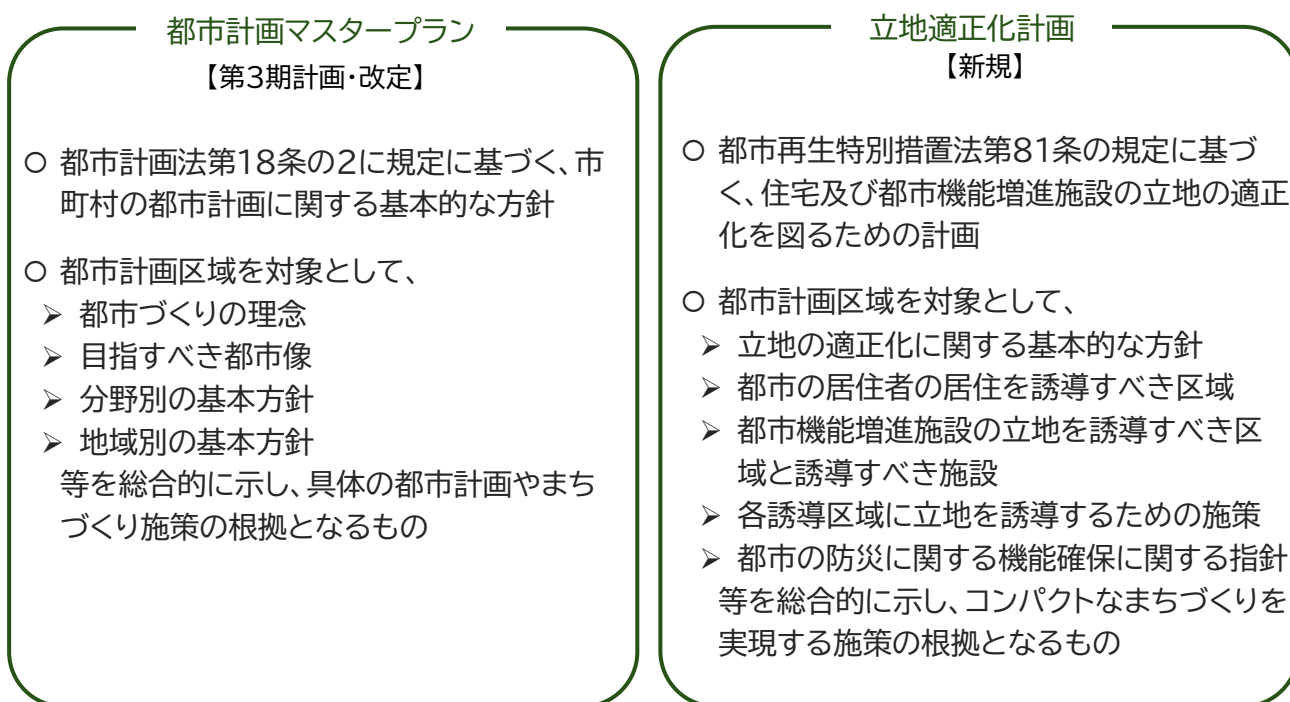
(素案)

都市計画マスタープラン
立地適正化計画

【 概要版 】

令和7年3月

1 計画の背景と目的【共通】



2つの計画をひとつにまとめ、

「美幌町コンパクトなまちづくり計画」として策定します

2 計画期間【共通】

計画期間は、令和7(2025)年度から20年間とし、令和26(2044)年度を目標年次とします。
また、社会情勢の変化など、状況に応じて見直しを行います。

平成12 2000	平成17 2005	平成22 2010	平成27 2015	令和2 2020	令和7 2025	令和12 2030	令和17 2035	令和22 2040	令和27 2045
第1期 美幌町都市計画マスタープラン									
			第2期 美幌町都市計画マスタープラン						
						美幌町コンパクトなまちづくり計画 〔 第3期 美幌町都市計画マスタープラン 〕 〔 美幌町立地適正化計画 〕			

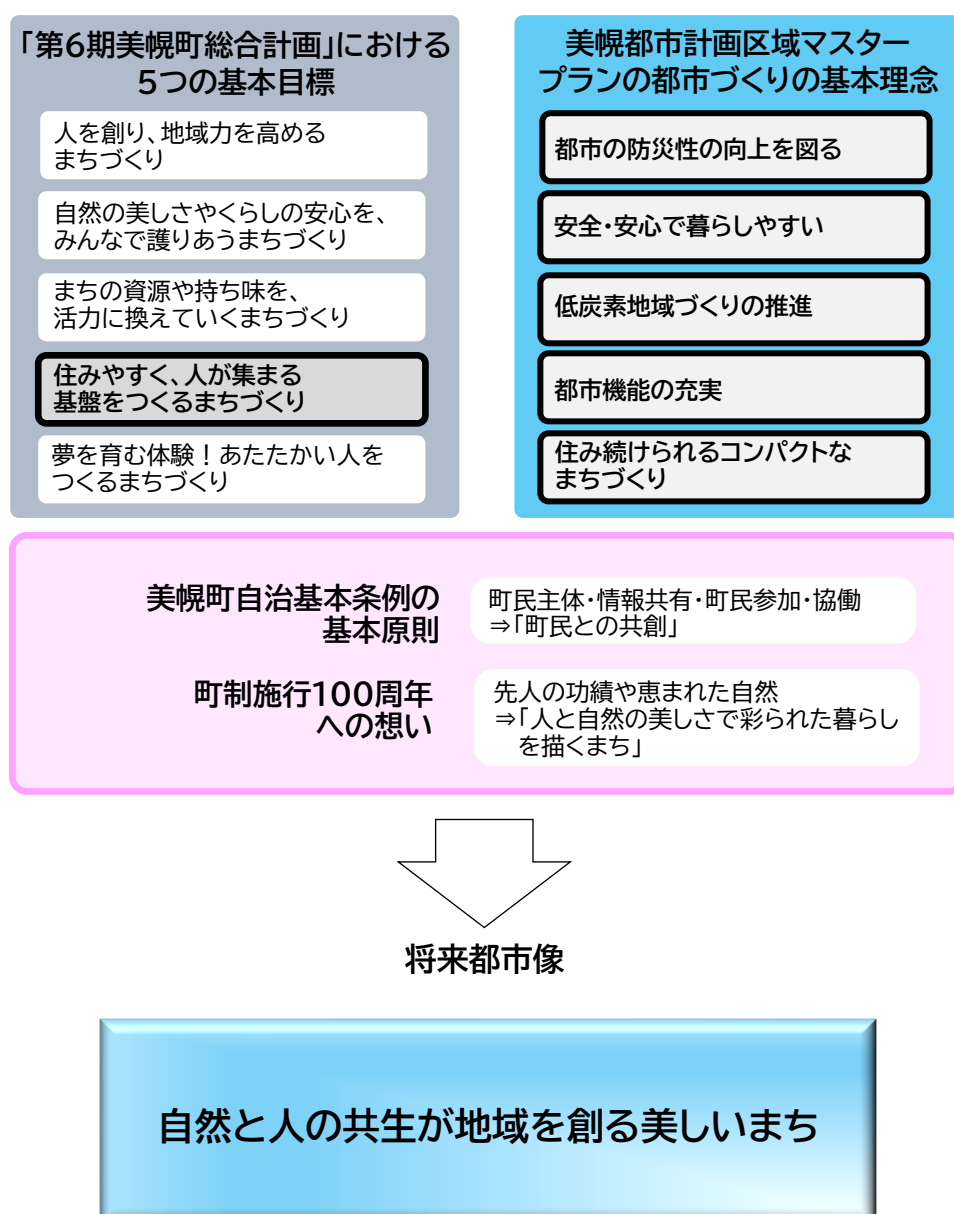
3 将来都市像と都市計画の目標【共通】

(1) 将来都市像

コンパクトなまちづくり本計画は、美幌町総合計画などの上位に位置付けられる計画が示す目標や基本理念に従って、都市計画の観点から総合的なまちづくりを実践するものです。

具体的には「第6期美幌町総合計画」の基本目標のうち、都市計画につながる基本目標“住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり”と「美幌都市計画区域マスタープラン(北海道策定)」の基本理念を踏まえるものとします。

加えて、美幌町自治基本条例の基本原則や、令和5年度に町制施行100周年を迎えた際のキャッチコピーに込められた想いを念頭に、将来都市像を掲げ、これを目指していきます。

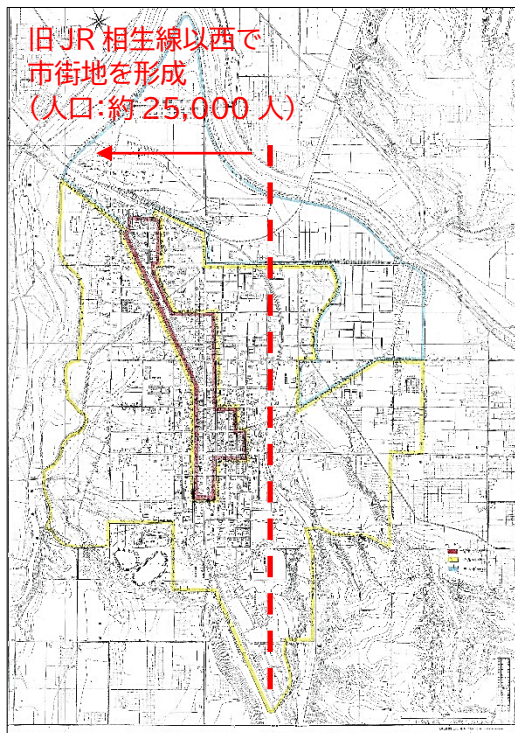


(2) 都市計画の目標

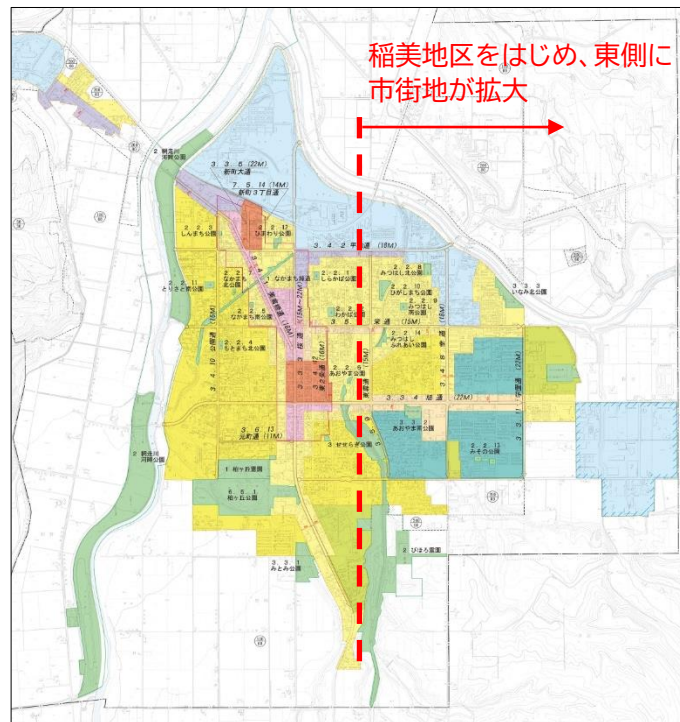
将来都市像を実現させるため、都市計画上の課題を踏まえて、目標を設定します。

都市計画の課題

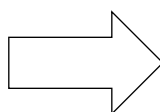
【S43 都市計画図】



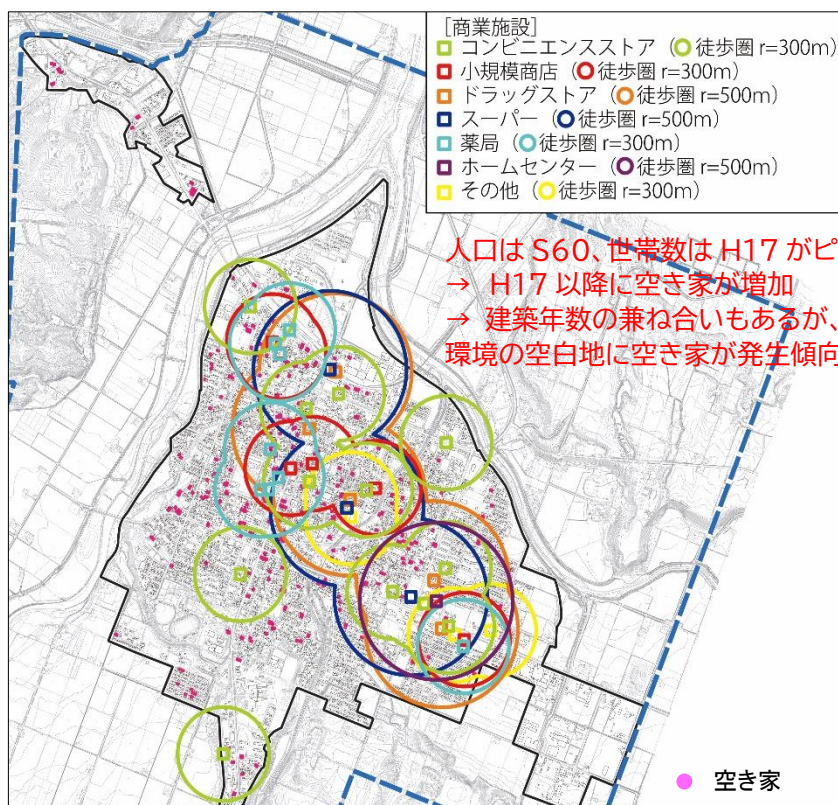
【現行 都市計画図】



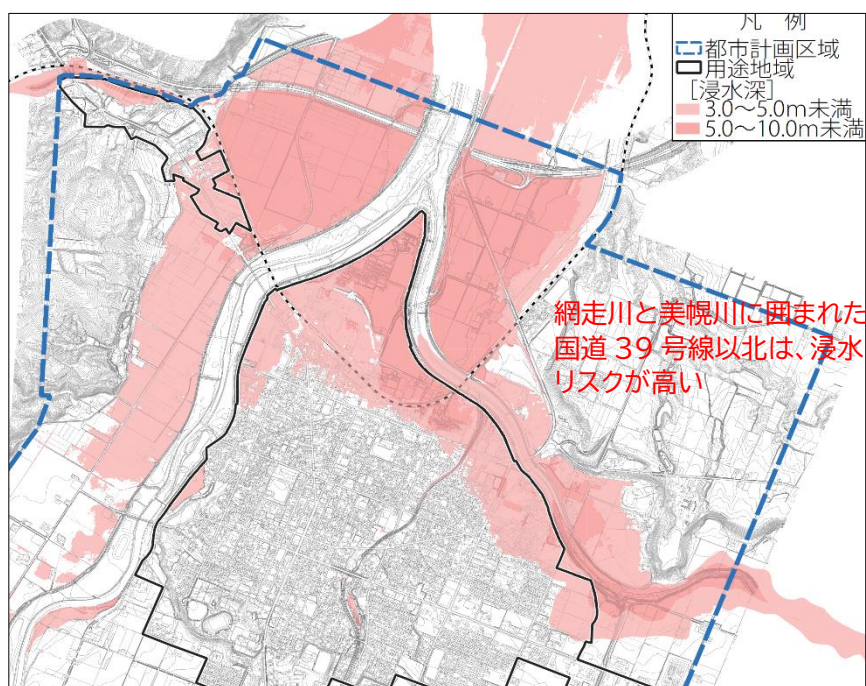
市街地の
郊外化



【商業施設と空き家】

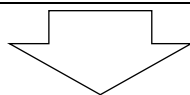


【想定される最大規模の洪水浸水深が 3.0m以上の区域】



分野別課題

人口減少・少子高齢化	- 安心して住み続けることのできる環境づくり - 楽しく出歩けるようなウォーカブルな環境づくり
土地利用・自然環境	- 空き地や空き家への対応 - 既存土地建物の利活用(改築含む)の促進 - 官民連携した施設の誘導 - 地場産業による工業系土地利用の促進 - 幹線道路沿道の商業利用の促進 - 豊かな生物多様性などの自然環境の保全 - ゼロカーボンに向けた取組
公園	公園再配置に向けた集約と機能分担の検討
公共施設・都市機能	- 公共施設の削減や統廃合の推進、既存施設の有効活用 - 主要な都市機能の集約化と連携と、機能向上及び利便性向上 - 各施設のバリアフリー化 - 医療サービスや子育てサービスの充実
都市計画道路・公共交通	- 未完成・未整備の都市計画道路の見直し - 公共交通の利用促進、公共交通網の再検討
都市防災	- 災害リスクの高い区域における開発や建築の抑制 「自助」「共助」「公助」による減災対策の充実



都市計画の目標

歩いて暮らせる便利なまちづくり

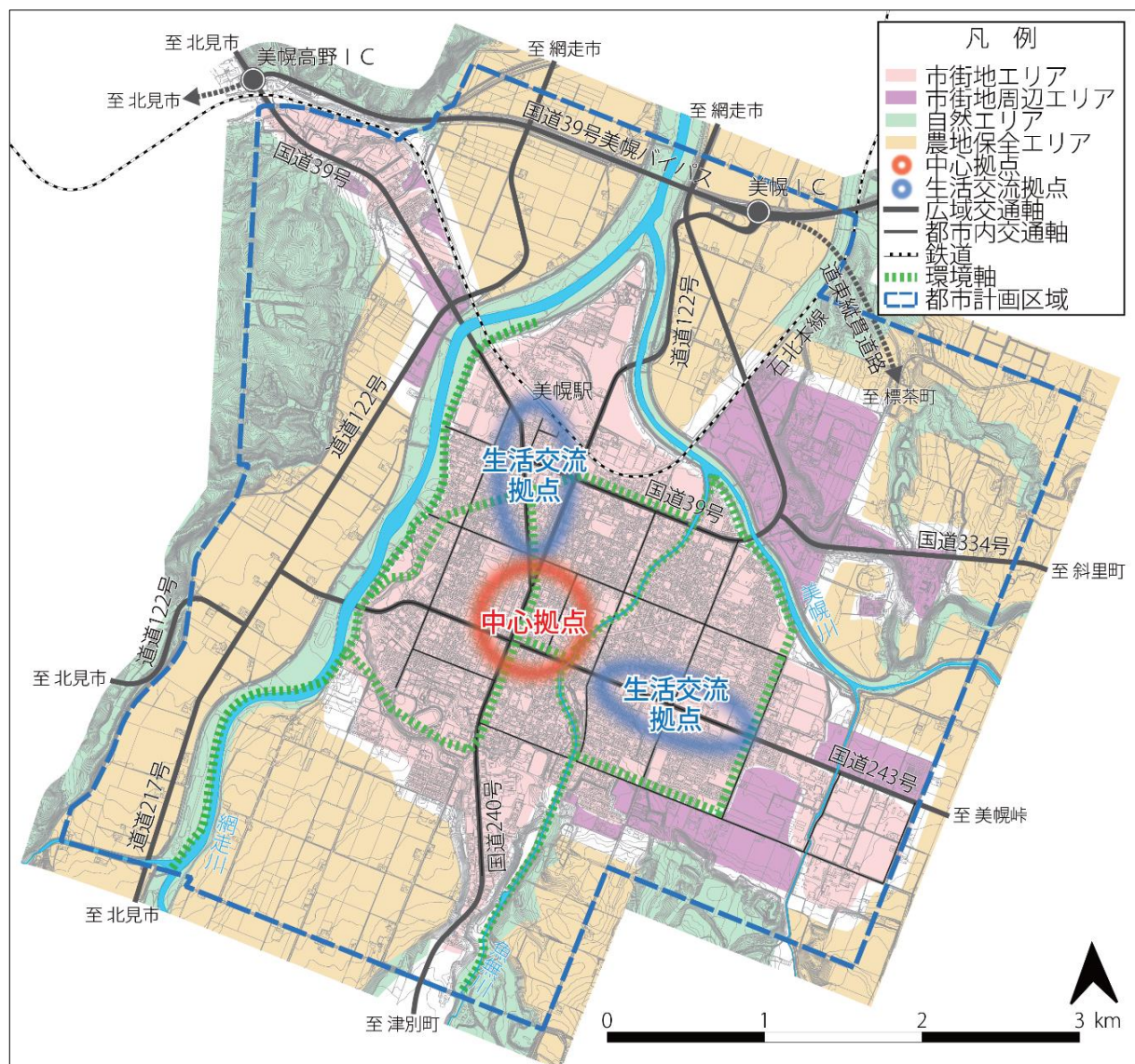
街並みと緑が調和する、つい出かけたくなるまちづくり

防災力を共に創り、高め合う安全・安心なまちづくり

4 都市構造の設定【都市計画マスタープラン】

将来都市像と都市計画の目標を実現するため、都市を構成する各要素によって、将来の都市構造を以下に設定します。

■将来都市構造図



【拠点】

○中心拠点

- 美幌町の中心地として栄えてきた範囲は、「中心拠点」と位置付け、市街地における商業・業務機能を強化します。
- 国道240号線と国道243号線が交差し、北見市との最短ルートである町道 770 号が接続する交通アクセスの優位性を活かして、役場や図書館、町民会館などの公共施設並びに商業機能の充実と利便性を高め、町民による賑わいに加えて、本町を往来する通勤者や観光客なども取り込み、活力と賑わいを生み出します。

○生活交流拠点

- ・ 美幌駅前を中心とした範囲は、「生活交流拠点」と位置付けて、JR やバスなど、まちの交通の拠点かつ、玄関口として賑わいのある市街地の形成を図ります。
- ・ スーパーをはじめ、日常生活に欠かせない施設の集まった稲美地区も、生活交流拠点に位置付けて、更に商業施設の誘致を目指します。

【骨格】

○交通軸

- ・ 国道、道道及び高規格道路は、「広域交通軸」として、北見市をはじめ、都市や地域を結び、人や物、産業や文化の行き交う道路網を構成します。
- ・ 主要な町道(都市計画で位置付けた道路)は、役場・JR美幌駅、学校など、地域内の各所を結ぶ交通を円滑に集約処理する「都市内交通軸」と位置付け、格子状の道路網で都市の骨格を構成します。
- ・ 鉄道は、石北本線美幌駅を基点にバス路線と連動した交通ネットワークが構築されていることから、広域交通軸に位置付けます。

○環境軸

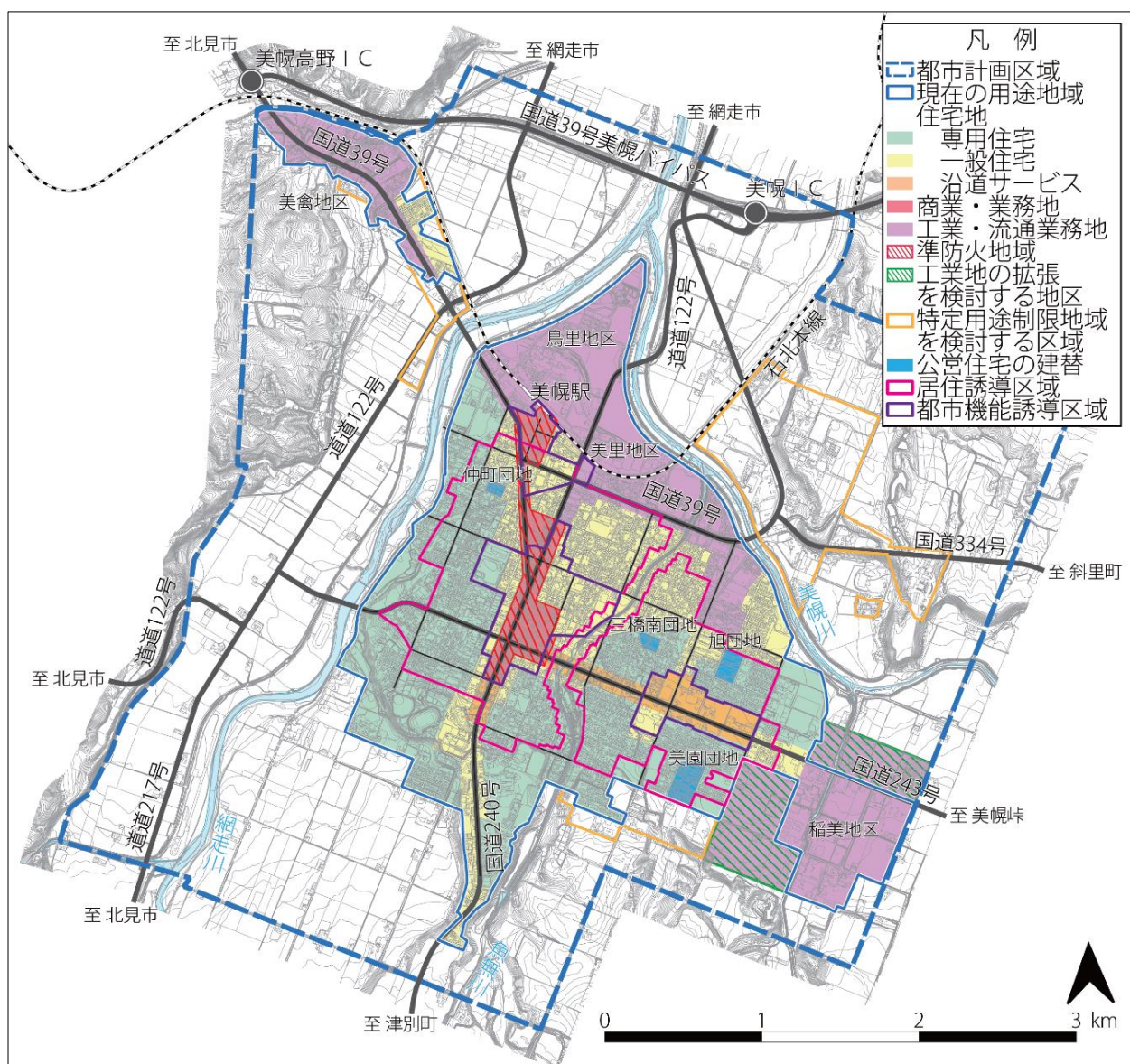
- ・ 市街地を囲む美幌川、網走川、魚無川、駒生川や、「美幌町緑の基本計画」に示された公園・緑地及び街路樹で構成される「みどりの回廊」を「環境軸」に位置付けます。
- ・ 水辺空間や樹林など良好な自然環境や多様な生物の生息空間として保全を図り、町民や来訪者が楽しく出歩きたくなるウォーカブルな環境に資する大切な空間として、活用を図ります。

5 土地利用の基本方針【都市計画マスタープラン】

(1) 基本的な考え方

将来の人口動向や、まちのあるべき規模をイメージして、必要な行政サービスの維持、町税など町民負担を抑制するため、民間と行政が連携し中心・交流拠点の充実や誘導施策などによって、市街地の空洞化を抑制し、今後増加が見込まれる空き家などのあまり使われていない土地や建物の利用促進により、コンパクトにまとまった市街地を目指します。

■土地利用の基本方針図



(2) 具体の取組方針（一部抜粋）

【住宅地】

- 専用の住宅地を稲美地区、青山南地区、青葉地区に配置して、今後も空き家などを活用した低層の住宅地として、良好な住環境の形成や保全を目指します。ただし、今後のまちのコンパクト化の観点から、立地適正化計画で定める誘導区域から外れた外縁部の農地や浸水災害リスクの高い地域は除外します。
- 稲美地区の都市計画道路である旭通(国道 243 号)沿いに商業施設を配置し、周辺の居住環境と調和を図りながら、更に商業施設の立地を目指します。その実現にあたっては、稲美地区のポテンシャルを最大限に活かすため、比較的大規模な商業・業務系施設整備に適した敷地を確保すべく、都市計画のルールを変更します。
- 旭団地をはじめ、公営住宅建替にあたっては、借り上げ公営住宅の将来的な公営住宅としての廃止や、人口や空き家などを考慮して、管理戸数を設定します。
- 住居系の土地利用ルールが指定されている「準防火地域」については、建築時に防火対策に要する費用増が懸念されることから、新築や改築が進まない状況を踏まえて、立地適正化計画で定める居住を誘導する区域への建て替えや新築を促進するため、工学的な検証を踏まえて準防火地域を縮小します。
- 立地適正化計画で定める居住を誘導する区域から外れた地域のうち、住居系の土地利用ルールが定められている地域の将来の土地利用のあり方については、周辺土地との一体性など、それぞれの地域特性を踏まえて、土地利用ルールの見直しなどを検討します。

【商業・業務地】

- 「美幌町立地適正化計画」に位置付けられた商業施設や金融施設等の立地に向けては、官民連携による市街地再開発事業などにより、土地の利用促進や、徒歩圏内に町民ニーズの高い施設を集約するなど、エリア価値向上や利便性向上によって、まちなかへの居住を誘導します。また、休廃止時の届出制度をはじめ、民間事業者と連携して、空き店舗等の利活用促進を図ります。
- 商業系の土地利用ルールが定められている地域においては、利用実態を踏まえて、一部住居系の土地利用ルールへの見直しと併せた変更を行います。

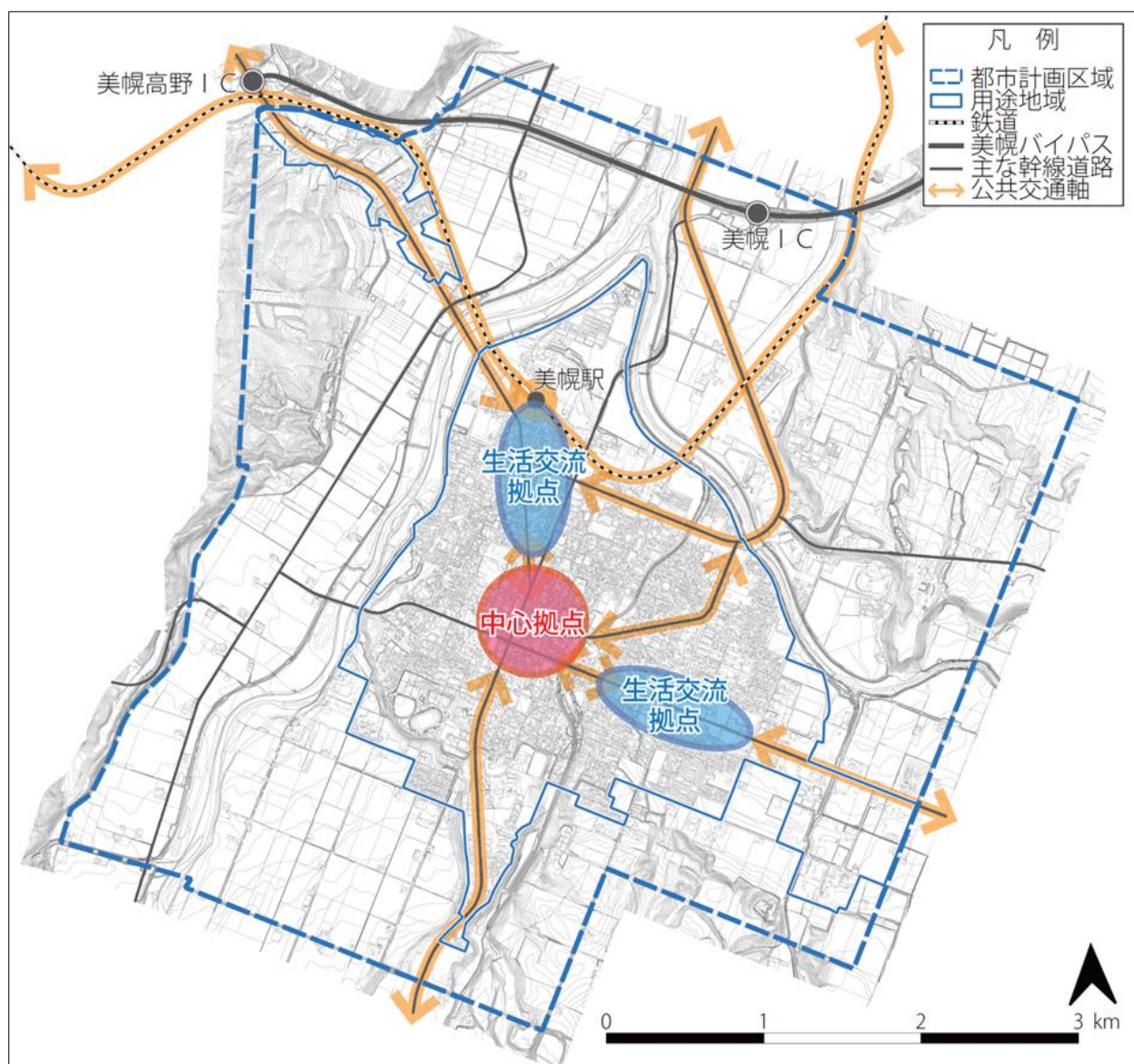
【工業・流通業務地】

- 稲美地区周辺については、既存の工業用地が飽和状態にあることから、企業動向に応じた時期を逃さないよう、農業関連計画との整合・調整を図りながら、適切な時期に工業地域の拡張を検討します。

6 目指すべき都市の骨格構造【立地適正化計画】

- ・ 居住を誘導すべき区域や都市機能を誘導すべき区域の検討にあたり、まち全体の観点から、拠点と基幹的な交通軸を位置付け、都市の骨格構造を設定します。
- ・ 都市活動を支える「中心拠点」として、役場などの行政施設や商業施設、金融施設が立地する地域を位置付けます。
- ・ 日常生活を支える「生活交流拠点」として、交通結節機能が充足している JR 美幌駅やバスターミナル周辺などのほか、商業施設や医療施設、交流施設等が充足している稲美地区などの地域を位置付けます。
- ・ 鉄道や国道などの広域交通や道道など主な幹線道路等を介して、各拠点間や周辺からのアクセス機能として、既存のバス運航ルートを検討の上、公共交通軸を位置付けます。

■美幌町が目指す都市の骨格構造

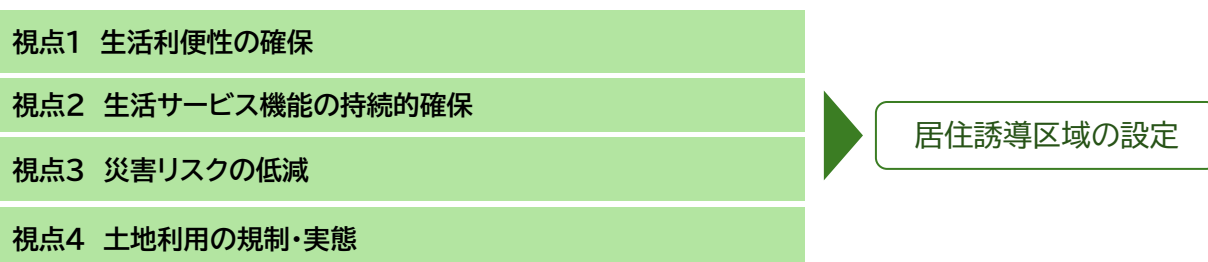


7 居住誘導区域【立地適正化計画】

(1) 区域の考え方

将来の人口動向を踏まえ、居住誘導区域の設定にあたっては、区域内における生活利便性の確保と、ある程度の人口密度の維持を条件に、町民の利用頻度が高い施設からの距離や公共交通の利便性、将来の人口密度に関する判断基準を定め、これらに該当する箇所を居住誘導が妥当な区域として選定します。ただし、工業用地や大規模な未利用地、大きな公園や災害リスクが見込まれる区域となっている場合は、居住を誘導することが適さないものとして、区域を設定します。

以上を踏まえて、美幌町の居住誘導区域は次の4つの視点により設定します。



■美幌町における居住誘導区域設定の考え方

視点	美幌町における考え方(判断基準)
生活利便性の確保	・生活の利便性を確保するための施設は、行政施設や福祉施設、医療施設、文化施設など多様な施設が存在します。ここではアンケートの結果からも特に町民の利用頻度が高い商業施設や医療施設に注目し、更に高齢者社会を考慮して、施設の徒歩圏となる半径500mの範囲は居住を誘導するにふさわしい妥当な区域として選定します。 ・公共交通の利便性が高く中心部に容易にアクセスできる区域（公共交通徒歩圏 駅800m、バス停300m）を選定します。
生活サービス機能の持続的確保	・人口密度が将来的にも比較的高く維持される見込みの区域（直近の国勢調査に基づく人口が一定以上集約されている範囲、将来においても現状程度以上の人口密度が維持できる範囲）をもとに選定します。
災害リスクの低減	・土砂災害のリスクが見込まれる区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）は区域に含めません。 ・河川洪水による被害が見込まれる区域（浸水深3.0m以上（1階部分は浸水））は区域に含めません。
土地利用の規制・実態	・住宅地としては適さない外縁部に配置されている工業地域は区域に含めません。 ・コンパクトシティの観点から、住宅地の新規造成を見込まない外縁部の大規模未利用地（住居系の土地利用ルールが定められている地域）は区域に含めません。 ・規模の大きな公園や緑地等（2ha以上）は区域に含めません。

(2) 区域の設定

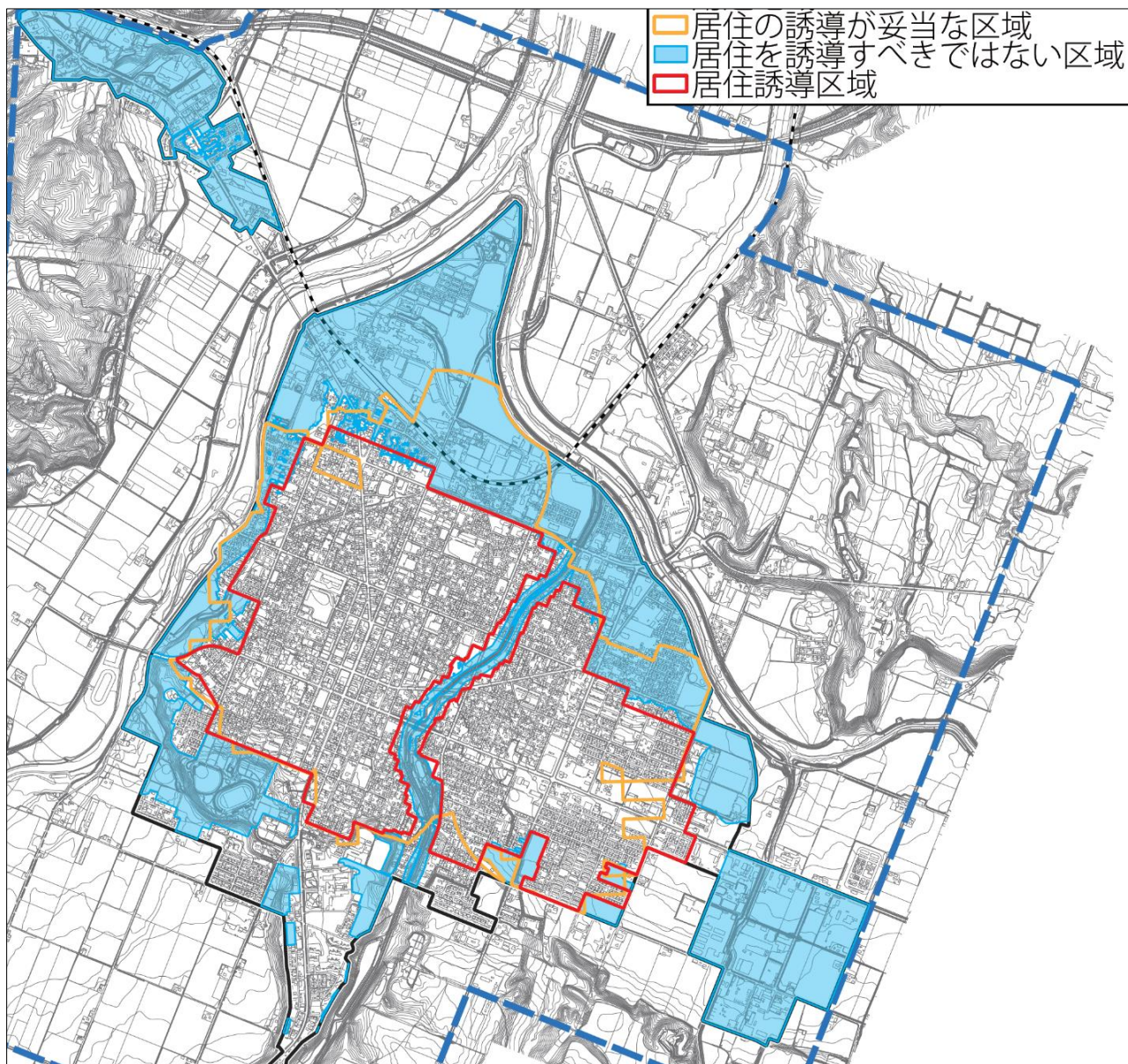
居住誘導区域の設定のための4つの視点から、「生活利便性の確保や人口密度維持の観点から居住の誘導が妥当な区域」と「土地利用の状況や防災上の観点から居住を誘導すべきではない区域」を整理しました。

“居住の誘導が妥当な区域”については、「生活に欠かせない施設の分布状況による範囲内」と「人口密度が持続される範囲内」が重複する範囲とします。

「居住の誘導が妥当な区域」から「居住を誘導すべきではない区域」を除外し、将来的に町民が住まう場所として適切なエリアを定めます。

最終的には、道路中心線など分かりやすさに配慮して区域界を整形したものを、居住誘導区域に設定します。

■居住誘導区域の設定



8 都市機能誘導区域【立地適正化計画】

(1) 区域の考え方

都市機能誘導区域は、居住誘導区域、前項の基本的な考え方に基づき、次の3つの視点により設定します。

視点1 都市計画マスタープランや都市の骨格構造における「拠点」の位置づけ

視点2 公共交通のアクセス性・利便性

視点3 都市機能施設の集積・回遊性、災害リスク

都市機能誘導区域の設定

■美幌町における都市機能誘導区域設定の考え方

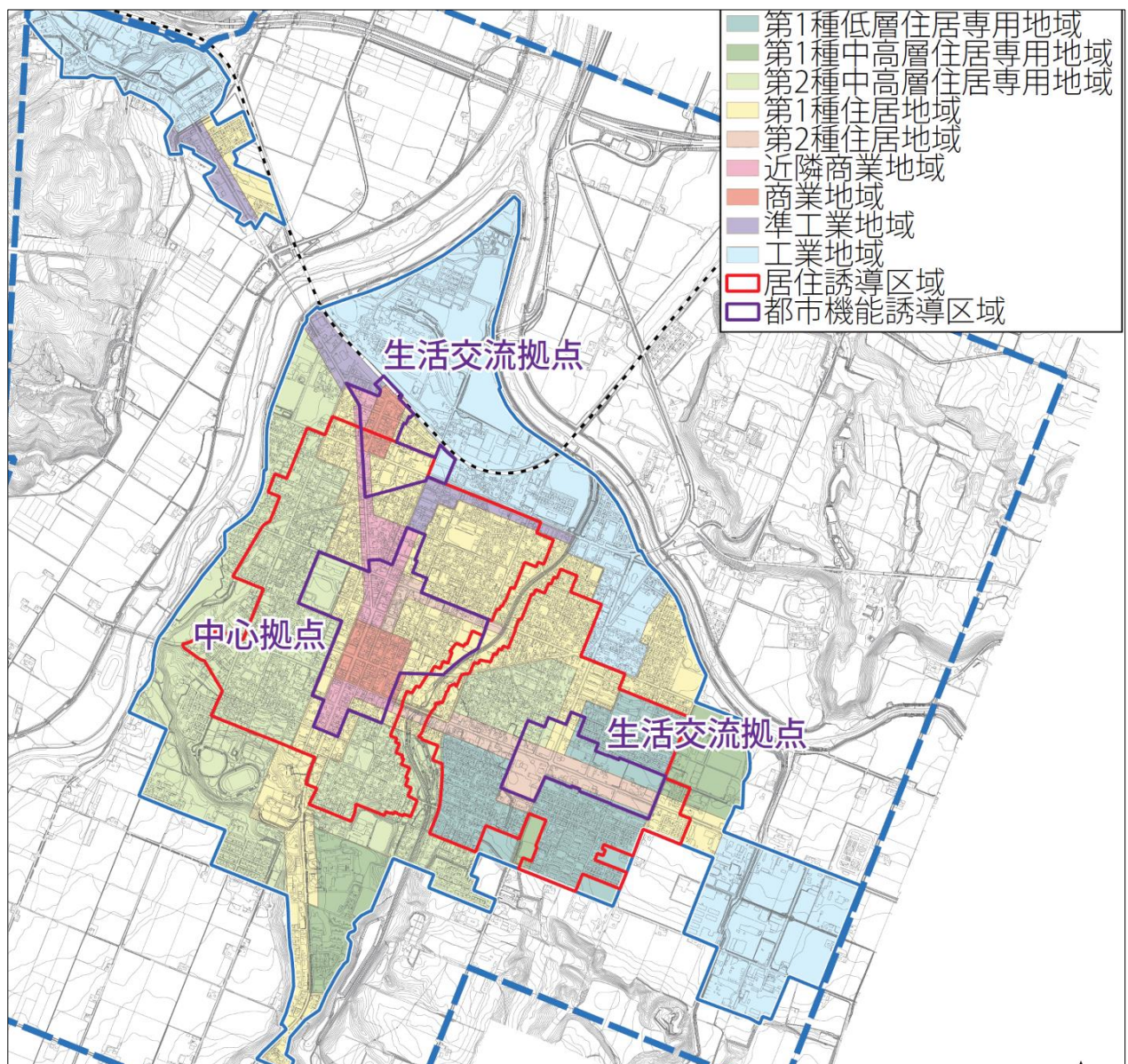
視点	美幌町における考え方(判断基準)
都市計画マスタープランや都市の骨格構造における「拠点」の位置づけ	・都市計画マスタープランにおける将来都市構造や、本計画における「目指すべき都市の骨格構造」における拠点を基本に区域設定を行います。
公共交通のアクセス性・利便性	・基幹的な都市間交通機能や周辺からのバス路線数の状況によるアクセス性、複数運行区間の状況による利便性の観点から区域を選定します。
都市機能施設の集積・回遊性、災害リスク	・都市運営に必要な機能や町民の暮らしを支える機能の集積状況、今後の土地利用を踏まえて区域を選定します。 ・浸水想定などの災害リスクが見込まれる区域を除外して設定した居住誘導区域の外側に設定する際は、防災対策の実施など安全性に十分配慮することとします。

(2) 区域の設定

区域の設定にあたっては、「都市計画マスタープランや都市の骨格構造における「拠点」の位置づけ」、「公共交通の利便性・アクセス性」、「都市機能施設の集積・回遊性」を踏まえ、都市機能誘導区域を2種類に分類した上で、道路中心線など分かりやすさに配慮した区域界により、下図に示す3地区を設定します。

種別	拠点特性
中心拠点	都市活動を支える拠点として、国道240号沿道を中心として、商業施設や金融機関のほか、役場や図書館、町民会館が立地している区域
生活交流拠点	町民の日常生活や交通機能・レクリエーションを支える拠点として、JR 美幌駅やバスターミナルなど交通結節機能のほか、商業施設や医療施設、教育・文教・体育施設などが立地している区域

■都市機能誘導区域の設定



9 誘導施設の設定【立地適正化計画】

(1) 施設の考え方

- 誘導施設の検討にあたっては、都市計画運用指針に定められた施設に加え、地域のコミュニティ活動を支える集会・交流機能を加えた 8 つの都市機能により設定します。
- 誘導施設は、2種類に分けた都市機能誘導区域における役割と現在における施設の充足状況に留意しながら、居住者の利便性や町民生活に与える影響、まちの魅力づくりなどの観点から検討し、機能の維持や転出を抑制すべき施設と、新たに立地を誘導すべき施設を対象とします。

■拠点別の都市機能施設の充足状況

都市機能	内容	具体的な施設	
		中心拠点	生活交流拠点
行政	行政サービスの窓口機能を有する施設	役場庁舎	－
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる施設	スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア	スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、衣料品、コンビニエンスストア
金融	銀行や郵便局などの金融機能を提供する施設	銀行、信用金庫、郵便局	郵便局、JA びほろ
医療	総合的な医療サービスを受けることができる施設、又は日常的な診療を受けることができる施設	診療所、医院、歯科	町立病院、診療所、医院、歯科
教育・文化・体育	教育・文化サービスの拠点、地域における教育・文化活動を支える施設	小学校、図書館、町民会館（びほーる）	－
保育・子育て	子育て世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる施設	子育て世代包括支援センター	児童センター、子育て支援センター
高齢者・障がい者福祉	高齢者の生活支援や日々の介護等のサービスを受けることができる施設や高齢者向け居住施設	地域包括支援センター保健福祉総合センター、高齢者福祉施設、通所介護	高齢者福祉施設
集会・交流	地域のコミュニティ活動を支える施設	町民会館	コミュニティセンター

(2) 施設の設定

■拠点別の都市機能誘導施設

都市機能	施設	設定方針	
		中心拠点	生活交流拠点
行政	役場庁舎	維持・転出抑制	—
商業	大規模商業施設	維持・転出抑制 誘導	維持・転出抑制 誘導
金融	銀行、信用金庫 JA	維持・転出抑制	維持・転出抑制
	郵便局	維持・転出抑制	維持・転出抑制
医療	病院	—	維持・転出抑制
	診療所	維持・転出抑制 誘導	維持・転出抑制 誘導
教育	小中学校	維持・転出抑制	—
文化	図書館	維持・転出抑制	—
体育	ホール	維持・転出抑制	—
保育 子育て	子育て世代包括支援 センター 子育て支援センター 児童センター	維持・転出抑制 誘導	維持・転出抑制
福祉	総合福祉センター	維持・転出抑制	—
	地域包括支援センター	維持・転出抑制	維持・転出抑制
	老人介護支援センター	維持・転出抑制	維持・転出抑制
集会 交流	交流施設 地域交流センター 観光交流センター	維持・転出抑制 誘導	維持・転出抑制

10 誘導施策【立地適正化計画】

立地適正化計画の基本方針における「課題解決のための誘導方針・施策の方向性」に基づき、居住誘導区域・都市機能誘導区域における取組を推進するため、具体的な施策を整理します。

■誘導方針と誘導施策

誘導方針	施策の方向性	誘導施策
都市機能集積拠点と利便性の高い生活機能集積拠点の形成	● 空き店舗の有効活用や出店促進 ● 民間活力の導入の検討 ● 公共施設の機能再編・集約 ● ウォーカブルなまちづくりによる賑わいの創出 ● 都市機能施設の誘導時における脱炭素化への取組促進	○ 低未利用地の有効活用 ○ 空き家・空き店舗の利活用促進 ○ 企業誘致 ○ 施設整備 ○ 公共施設の統廃合・複合化、ZEB化(民間活力の導入検討を含む)
すべての人が暮らしやすい生活拠点の形成	● 将来人口を見据えた居住誘導区域の設定 ● 町民ニーズの高い「買物」「医療」「福祉」「教育」のサービス環境の充実による転出抑制 ● 歩いて暮らせるまちづくりの推進(徒歩圏内への都市機能施設の集約、歩きたくなる空間整備) ● デジタル技術を活用した暮らしやすさの向上(行政手続き、生活支援サービスなど)	○ 低未利用地の有効活用 ○ 空き家・空き店舗の利活用促進 ○ 企業誘致 ○ 移住定住促進 ○ 公営住宅の整備・適正配置
誰もが利用しやすく円滑な交通体系の形成	● 誰もが利用しやすい持続可能な交通体系の構築 ● アクセス利便性の向上(除雪、交通量に合わせた道路整備など)	○ 道路整備 ○ 公共交通における新技術導入の研究
安心・安全なまちづくりのための防災・減災対応	● 災害リスク回避のための立地規制や移転促進 ● 各誘導区域から浸水想定区域の除外 ● 浸水想定区域における危険箇所の周知や避難体制の整備・充実(特に迅速で適切な情報提供のための情報発信力の強化)	○ 住宅の耐震化 ○ 未改修公共施設の耐震化 ○ 治山・治水対策 ○ 内水氾濫ハザードマップの作成 ○ 施設整備時の浸水対策

11 防災まちづくりの取組方針【立地適正化計画】

防災、減災に向け、「美幌町強靱化計画(令和2(2020)年2月)」に示されたハード・ソフト対策について、庁内や関係機関等との連携・調整を図りながら取り組むものとします。なお、「美幌町強靱化計画(令和2(2020)年2月)」は令和6(2024)年度に計画期間を終えることから、更新する計画に応じ適宜見直すものとします。

区分	取組方針
ハード対策	●住宅や建築物について一定規模の建築物に対する耐震診断の義務化なども踏まえ、耐震化の促進を図る ●河川管理者による気候変動の影響を踏まえた河道の掘削、築堤整備など治水対策を推進する(国・北海道管理河川整備の要望含む) ●橋梁等の道路施設の点検等により現況把握に努めるとともに、施設の老朽化に対し計画的な整備を行い適切な維持管理を実施する ●安定的な給水の確保のため、浄水場や配水管等の水道施設について計画的かつ効率的な更新・耐震化を推進する ●下水道施設の老朽化による事故や機能停止を防ぐため、定期的な点検、調査を行うとともに老朽化対策を進める ●防災資機材や車両等の整備更新を行う ●災害時の燃料給油拠点を確保するため、国・北海道・民間事業者との連携により燃料給油拠点の発電機導入を促進する ●大雨による樋門閉鎖時の堤内排水対策として設置している発電機及び水中ポンプを適切に維持管理する ●施設整備時における浸水対策や蓄電池等のレジリエンス強化策を検討する ●内水浸水想定区域図の策定を通じた対策を検討する
ソフト対策	●町、関係機関、教育機関、自治会及び自主防災組織等が横断的に連携し「自助」「共助」「公助」を担うそれぞれの立場の理解を深め発災時に適切に対応できる地域づくりを促進する ●家庭における「自助」の取組として、冬期間の対応を想定し「最低3日、推奨1週間分の食料、飲料水」「最低限の生活物資」「常備薬」等の備蓄を住民に向け啓発するなど、自発的な備蓄取り組みを促進する ●避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、名簿の管理、更新を行うとともに、避難支援等関係者への情報提供を行うなど、要支援者の情報を適切に管理・運用していく ●社会福祉法人等と連携を図り二次的避難場所となる福祉避難所の確保及び機能の充実に努める ●避難所運営に関する訓練を実施し地域との連携による避難所運営体制の構築を図る ●暴風雪による被害を未然に防ぐため、災害対策基本法、道路法による通行止めを早期に行う ●災害により生じた障害物の除去や道路の確保等の応急対策が迅速に行えるよう建設業協会等とあらかじめ協力体制に関する協定を締結し復旧体制の構築を図る ●緊急速報メール、登録制メール、ホームページ、SNS等あらゆる広報媒体による迅速かつ適切な広報活動を行うため運用訓練等により習熟を図る ●「災害ゴミ」に関する発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場所、民間業者との連携などを検証するほか、最終処分場へ搬出する際の分別方法の検討、広域処理など円滑な処理体制の構築を図る

12 目標の設定【立地適正化計画】

(1) 居住誘導区域内の人口密度

- 居住誘導区域内においては、人口が今後も減少していくことは避けられないものと判断し、現実的な目標として人口密度の低下を抑制する観点から、現在の実質的な用途地域内の人口密度を算定し、居住誘導区域においてはこの密度を維持していくことを目標とします。

■目標

指標	現況	推計値	目標値
	令和2年度 (2020年度)	令和 26 年度 (2044 年度)	令和 26 年度 (2044 年度)
居住誘導区域内の人口密度	36.1人/ha	22.4 人/ha	25.0 人/ha

※ 令和 2 年度の市街地の人口密度が、24.7人/ha であり、維持することを目標値とするもの

(2) 居住誘導区域に関する目標値

- 令和 4(2022)年に実施した「美幌町まちづくりアンケート調査」における町民の意向を踏まえ、都市機能施設の誘導方針である「都市機能集積拠点と利便性の高い生活機能集積拠点」、「すべての人が暮らしやすい生活拠点」を形成する観点から、目標値を設定することとします。
- 「美幌町まちづくりアンケート調査」結果のうち、美幌町の中心地域のイメージとしての「日常生活に必要な店舗などの商業施設が集まっている地域」、「医療や福祉などの施設が集まっている地域」や、今後特に力を入れてほしい取組である「日常生活に必要な買物環境・サービス機能の確保」、「医療・福祉サービスなどの充実」、「子育て、子どもの教育環境の充実」に鑑み、都市機能誘導施設の設定方針のうち、“誘導”を位置付けている『商業機能』、『医療機能』、『保育・子育て機能』を目標値に係る施設として設定します。なお、目標値が同数となっているのは、目標年までに人口減少は避けられないことから、この間の施設の撤退が一定数予測されるものの、官民連携した各種施策を実行することにより、数値としては維持することを目標とするものです。

■目標

指標	現況	目標値
	令和7年度 (2025 年度)	令和 26 年度 (2044 年度)
商業機能として大規模商業施設の施設数	9施設	9施設
医療機能として診療所の施設数	3施設	3施設
保育・子育て機能として子育て支援センター数	1施設	1施設

13 先導的な役割を担う取組【共通】

目標達成のために必要な施策のうち、特に先導的な役割を担う取り組みについて、下記のとおりまとめました。

(1) 観光交流センターの整備

- 広域幹線道路である国道が交差している利便性を生かし、観光交流センターをまちなかに整備し、賑わい創出を図ります。整備により周辺の集客施設などの開発誘導を促し、立地適正化計画における都市機能誘導施設の誘致につなげる一助とします。また、施設整備にあたっては、官民連携した取組などによって、開発誘導や誘導施設の誘致の実効性を高めます。

(2) 図書館整備

- 既存の図書館については、施設の老朽化・狭隘化、駐車場不足のほか、コミュニティ機能の充実など、新しい機能とサービスを備えた図書館として、まちなかへの立地が求められていることから、適地への整備により、誰もがいつでも集える、魅力的な図書館を目指します。また、施設整備にあたっては、まちなかへの整備に加えて、他の施設との複合化も検討し、利便性向上を図ります。

(3) 小中一貫教育実践に向けた学校の最適化

- 子どもたちを取り巻く教育環境の変化や学校が抱える課題の多様化などへの対応に加えて、今後想定される児童生徒数の減少を見据え、施設一体型の義務教育学校 1 校による小中一貫教育導入のため、学校敷地を基本とした改築や新築による施設整備により、小中学校 9 年間を見通した切れ目のない教育の推進と持続可能な教育環境を確保します。

(4) まちなかのにぎわい創出をつなぐ取組

上記に加えて、下記事業を組み合わせることで、区域全体のエリア価値向上を図ります。

① 中心市街地の未利用地(空き店舗跡地等)の緑地化

- まちなかに緑を取り込むことで、美幌町の特徴でもある「街並みと緑の調和」を図ることで、つい出かけたくなるまちづくりを目指します。

② 緑園通の整備

- 道路施設の老朽化が進み、再整備が課題となる一方、車道幅員の広さやまちなかの立地などの優位性を活かし、各施設をつなぐ役割を果たすべく、団体からの意見などを参考にした施設整備により、ウォークラブルで魅力ある街路空間の創出を図ります。

③ 現行施策の見直し

- 住宅リフォーム支援事業や、空き家対策事業などの現行施策については、本計画策定後、誘導区域を踏まえた制度見直しを行うことで、居住誘導の実効性を高めます。

④ 旭通(町道 770 号)の道道昇格

- 北見市と美幌町間の通勤者の往来など、近年交通量が多くなった町道 770 号道路について、道道への昇格要望を取り進めるとともに、都市計画道路の変更を通じた将来的な道路の再整備により、更なる賑わい創出を図ります。

美幌町コンパクトなまちづくり計画
・都市計画マスタープラン
・立地適正化計画

令和7年3月

■編集・発行：美幌町

〒092-8650

北海道網走郡美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地

美幌町建設部建設課都市整備グループ

電 話 0152-77-6551

メール tosiseibig@town.bihoro.hokkaido.jp